

企業の人権研修担当の方々へ仙台法務局からのお知らせ

企業における人権研修への講師派遣のご案内

人権擁護委員制度
広報キャラクター
たばみん



企業に求められる「ビジネスと人権」への対応

企業における人権をめぐる社会情勢の変化は著しく、メディア等で取り上げられていますように各種ハラスメントや過労死、不当な差別等、企業内で発生する人権課題が増加しています。

また、令和2年10月には、『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）』が策定され、政府が取り組む施策とともに企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入、促進への期待が表明されており、企業の事業活動に関わる全ての人の人権を尊重する取組を行っていくべきとされています。

企業における人権研修の重要性

人権に関する取組が不十分である場合、取引の停止、不買運動による売上の低下、株価の下落、罰金の発生等、重大な損失をもたらすこととなり、結果として企業の価値に悪影響を与えます。

一方で、企業が人権に関する取組を充実させることによって、新規顧客の開拓・既存顧客との関係強化や生産性の向上につながり、それらが消費者や投資家の評価の向上、株価の上昇をもたらす、その結果、企業の価値に好影響を与えます。

そのため、全ての人が持っている固有の権利である「人権」の観点から企業の社会的責任（CSR）や社会的責任投資（SRI）に対する関心の高まりと相まって、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れる企業や、職場内で人権に関する研修を行う企業が増えてきています。

法務局ができること

仙台法務局では、企業から要望のあったテーマに応じて、無料で人権研修を実施します。

また、企業が研修等で使用する人権啓発冊子の配布、研修教材の貸出、人権問題の相談対応、Myじんけん宣言(<https://www.jinken-library.jp/my-jinken/>)の紹介等の人権政策のサポートのほか、民間企業と連携した人権啓発活動も行っておりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。



人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君



人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん

お問い合わせ先

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎
仙台法務局人権擁護部第一課 TEL 022-225-5739（直通）